

## 第26回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月24日(木)午後1時から
2. 開催場所 川西町役場 中会議室
3. 出席委員(9名)  
会長 10番 大沼 藤一  
会長職務代理者 9番 新野 勝廣  
委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏  
6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子
4. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 会議書記の指名
  - 第 3 会期の決定
  - 第 4 報告第50号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について
  - 第 5 報告第51号 人・農地プラン検討会の結果報告について
  - 第 6 議 第144号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第 7 議 第145号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)
  - 第 8 議 第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)
  - 第 9 議 第147号 農用地利用集積計画に対する決定について
  - 第10 議 第148号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)
  - 第11 議 第149号 川西町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について
5. 農業委員会事務局職員  
事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也  
主事 玉田絵里子
6. 会議の概要  
(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第26回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。

欠席届けのあった委員は、議席 5 番勝見和彦委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席6番市川博幸委員、議席7番舩山マサエ委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より、高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第50号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

資料1ページをご覧ください。報告第50号、令和4年2月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、2月申し出件数4件、田35,756㎡、個人への調整決定件数4件、田35,756㎡、所有権移転合計が4件で、田35,756㎡となります。利用権の設定について、2月再設定件数が26件、田201,221㎡、畑3,454㎡、利用権設定の合計が26件で、田201,221㎡、畑3,454㎡となります。なお詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで説明させていただきます。以上となります。

議長 大沼 藤一

本件は報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第51号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 淀野 拓也

10ページをご覧ください。報告第51号、令和3年度第2回川西町人・農地プラン検討会報告、開催日時につきましては、令和4年1月18日、午後1時半から午後2時半まで、場所が中央公民館の視聴覚室にて行われました。検討結果については、以下のとおりとなります。川西町人農地プラン全15プランのうち、第2回において計9プランの更新について審議がなされました。いずれのプランにおきましても、内容について検討させていただいた結果、人農地プランとして更新内容が妥当であるとの結論となっております。以上となります。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第144号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りします。本件の中で、番号13番は議席1番鈴木秀男委員が役員を務める農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

それでは議席1番鈴木秀男委員は、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

始めに番号13番の件について審議を行いますので、議席1番鈴木秀男委員は室外に退席願います。

(鈴木秀男委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

11ページをご覧ください。議第144号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和4年3月24日提出、川西町農業委員会会長名。

16ページをご覧ください。13番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、株式会社マイスター代表取締役鈴木秀男、大字時田字新開2011-6、田38㎡、計田31筆67, 260. 59㎡、畑7筆1, 998㎡、解約後自作するものです。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。番号13番について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を受理することに決定いたします。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

次に番号13番を除く案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

11ページをご覧ください。番号1番申請人●●、●●、大字中小松字六角3497-1、田2, 600㎡、計田4筆5, 516㎡、解約後売買するものです。2番●●、●●、大字西大塚字高田一2039-2、田280㎡、計田17筆8, 028. 77㎡、畑15筆3, 510. 91㎡、解約後自作するものです。3番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字大塚字他屋町四2499-5、田19㎡、解約後自作するものです。4番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●

●、●●、内容は3番と同じです。

次のページをご覧ください。5番●●、●●、大字小松字新町1033、田97㎡、計田5筆6, 845㎡、解約後貸し直しするものです。6番●●、●●、大字高山字畑中4645、田10, 111㎡、解約後自作するものです。7番●●、●●、大字高山字沼田4571、田10, 481㎡、計田2筆14, 357㎡、解約後自作するものです。8番●●、●●、大字堀金字坂町1574、田3, 150㎡、計田4筆9, 426㎡、解約後売買するものです。9番●●、●●、大字堀金字四ツ段774-1、田709㎡、計田2筆1, 848㎡、解約後売買するものです。10番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字時田字新開2011-6、田38㎡、計田24筆39, 138. 59㎡、畑3筆732㎡、解約後自作するものです。11番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター、大字時田字新開2016-4、畑49㎡、解約後自作するものです。12番●●、やまがた農業支援センター、大字時田字遠江前3445、田11, 959㎡、計田7筆28, 122㎡、畑3筆1, 217㎡、解約後自作するものです。

17ページをご覧ください。14番●●、●●、大字上奥田字西飯坂3000-1、田1, 493㎡、計田6筆5, 489㎡、解約後貸し直しするものです。15番●●、●●、大字吉田字堂ノ西3287-2、田715㎡、計田4筆934㎡、畑2筆577㎡、解約後貸し直しするものです。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。番号13番を除く各案件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について受理することに決定いたします。

日程第7、議第145号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

18ページをご覧ください。議第145号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和4年3月24日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は4件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字堀金字坂町2110-2、田300㎡、計田1筆300㎡、畑1筆255㎡、離農、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字苳字上苳6-1、田7, 193㎡、離農、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。3番●●、●●、大字苳字上苳13-1、田478㎡、計田5筆4, 314㎡、畑6筆4, 058㎡、離農、経営規模拡大です。4番●●、●●、大字時田字相馬山2321-280、田830㎡、計田6筆4, 634㎡、

贈与、受贈です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項に定める不許可要件に該当していません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。  
番号1番から4番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木秀男委員

番号1番から3番について、3月10日、齋藤推進委員が現地並びに受け人等の確認をされております。今回の申請は、離農そして経営規模拡大に伴うものであります。譲受人は意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺の農地への影響はないというふうに判断しております。農地の状況からして、1番が総額●●円、2番が10a対価●●円、続きまして3番、上から3行目上葎91とその下時田下他屋3342が●●円、その他が●●円というふうになります。

4番について、3月16日に推進委員の遠藤委員が現地確認しております。今回の申請は、贈与、受贈であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っておりまして、また、周辺の農地への影響はないというふうに判断します。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(新野委員挙手)

新野委員。

委員 新野 勝廣

番号1番、付記が離農になっているわけですが、9,981㎡からだと、まだ農地は残ると思いがが。

議長 大沼 藤一

事務局から説明をお願いします。

主事 玉田 絵里子

1番の案件で、離農にしている理由につきましては、今回3条のほかに、この後の農用地利用集積計画で出てくる案件になりますが、あっせんで売買するところもありまして、それを含めると全筆なくなるということで離農としております。

議長 大沼 藤一

ほかにございますか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を、許可することに決定いたします。

日程第8、議第146号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

始めに議事の進め方について、お諮りいたします。本件の中で番号7番は、議席4番佐々木一宏委員が役員を務める農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議席4番佐々木一宏委員は当該案件の審議中は、室外に退席といたします

始めに番号7番の件について審議を行いますので、議席4番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

(佐々木一宏委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

20ページをご覧ください。議第146号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和4年3月24日提出、川西町農業委員会会長名。21ページをご覧ください。7番●●、農事組合法人夢里、代表登坂賢治、大字大舟字峠森49、田1, 309㎡、計田5筆5, 161㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の件に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告願います。

番号7番について議席6番市川博幸より報告願います

委員 市川 博幸

番号7番については、3月12日に推進委員の後藤委員が現地調査しました。今回の申請

は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。現状もとても入り組んでいて、場所も悪いということで、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくをお願いします。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。番号7番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

佐々木一宏委員の復席を求めます。

(佐々木一宏委員着席)

次に番号7番を除く件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

20ページをご覧ください。1番●●、●●、大字上小松字神杉沢口5730、田1,600㎡、計田4筆10,296㎡、貸し直し、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字上小松字赤屋敷519、田3,071㎡、計田2筆4,566㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。3番●●、●●、大字上小松字南屋敷592-1、田2,504㎡、計田5筆15,840㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。4番●●、●●、大字小松字新町1033、田97㎡、計田6筆7,214㎡、貸し直し、経営規模拡大です。5番●●、●●、大字下小松字東千刈1605、田2,062㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。6番●●、●●、大字高山字鹿小屋4517、田10,055㎡、離農、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次にただ今の件に関連して担当委員より、現地調査等の結果について報告願います。

始めに番号1番から5番を、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番ではありますが、3月13日に推進委員の竹田推進委員と私のほうで現地調査をしてまいりました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、

10 a 借賃●●円は妥当だと判断しております。

続きまして、2番、3番についてであります。同じく3月13日に渡部推進委員と私のほうで現地調査をして参りました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと判断しております。農地の状況からみて、2番が10 a 借賃●●円、3番が総額で●●円ということになります。妥当だと判断しております。

続きまして番号4番、5番あります。3月17日に荒井推進委員が現地調査しております。今回の申請は、4番が貸し直し、そして5番が経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、4番、5番ともに10 a 借賃●●円は妥当だと判断しておりますのでよろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

続いて番号6番を、議席1番鈴木秀男委員より報告願ひます。

委員 鈴木 秀男

番号6番について、3月16日竹田推進委員が現地調査を行っております。今回の申請は、離農に伴います経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺の農地への影響はないと判断しております。農地の状況からして、10 a 借賃●●円は妥当というふうに判断しております。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。番号7番を除く案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程9、議第147号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

22ページをご覧ください。議第147号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和4年3月24日提出、川西町農業委員会会長名。



ページをめくっていただきまして、所有権移転各筆明細、番号、所有権を移転する者、場所、移転を受ける者、10アール対価、備考の順で読み上げさせていただきます。

8631番●●、田3, 879㎡、農事組合法人がんきょうファーム代表理事小倉慎吾、10a対価●●円の経営縮小です。8632番●●、田7, 199㎡、●●、10a対価●●円の経営縮小。8633番●●、計田2筆3, 599㎡、農事組合法人がんきょうファーム代表理事小倉慎吾、谷地2103が●●円、赤山が●●円、離農によるものです。8634番●●、計田2筆2, 183㎡、農事組合法人がんきょうファーム代表理事小倉慎吾、総額●●円の離農によるものです。8635番●●、計田2筆18, 896㎡、●●、10a対価●●円の離農です。続いて 24 ページです。利用権設定の各筆明細になります。番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げさせていただきます。8636番●●、計田3筆4, 454㎡、●●、●●円の再設定10年。8637番●●、計田13筆15, 433㎡、畑6筆1, 231㎡、●●、田が●●円、畑が無償になります。再設定10年です。8638番●●、計田8筆14, 785㎡、●●、●●円の再設定 5 年。8639番●●、田2, 769㎡、●●、●●円の再設定 10 年。8640番●●、計田 4 筆15, 941㎡、●●、●●円の再設定10年。8641番●●、畑1, 017㎡、●●、●●円の再設定10年。8642番●●、計田10筆12, 833㎡、畑5筆1, 206㎡、●●、田が●●円、畑が●●円の再設定10年。8643番●●、計田4筆4, 905㎡、●●、●●円の再設定5年。8644番●●、計田3筆6, 475㎡、●●、●●円の再設定5年。8645番●●、田1, 000㎡、●●、●●円の再設定10年。8646番●●、田2, 003㎡、●●、●●円の再設定10年。8647番●●、田7, 916㎡、●●、●●円の再設定10年。8648番●●、田2, 571㎡、●●、●●円の再設定1年。8649番●●、田1, 552㎡、●●、●●円の再設定1年。8650番●●、田20, 418㎡、●●、●●円の再設定10年。8651番●●、田5, 749㎡、●●、●●円の再設定1年。8652番●●、田2, 402㎡、●●、●●円の再設定10年。8653番●●、計田2筆2, 120㎡、●●、●●円の再設定1年。8654番●●、計田4筆3, 106㎡、●●、●●円の再設定1年。8655番●●、計田6筆18, 797㎡、●●、●●円の再設定5年。8656番●●、田5, 300㎡、●●、●●円の再設定5年。8657番●●、田2, 424㎡、●●、●●円の再設定5年。8658番●●、計田12筆11, 464㎡、●●、●●円の再設定10年。8659番●●、計田7筆19, 521㎡、●●、田の杭堰二から大谷地までが●●円、館野の一筆が●●円、再設定10年です。8660番●●、田2, 525㎡、●●、●●円の再設定10年。8661番●●、計田3筆14, 758㎡、●●、●●円の再設定10年です。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件について、計画の内容のとおり決定し川西町長に報告することといたします。

日程第10、議第148号農用地利用集積計画に対する決定について農地中間管理事業を上程いたします。

始めに議事の進め方について、お諮りいたします。本件の中で整理番号8604番は、本職が役員を務める農地所有適格法人に関する案件であり、また、整理番号8613番は、議席7番船山マサエ委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席10番本職と議席7番船山マサエ委員は、当該案件の審議中は室外に退席いたします。

始めに整理番号8604番について審議を行いますので、本職は退席となり、議長は会議規則第6条第2項により会長職務代理が行うこととなります。

それでは、議長交代になりますので暫時休憩といたします。

(大沼議長退席)

(新野議長着席)

議長 新野 勝廣

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

整理番号8604番の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

31ページをご覧ください。議第148号、農用地利用集積計画に対する決定について農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和4年3月24日提出、川西町農業委員会会長名。

41ページをご覧ください。利用権設定各筆明細農地中間管理事業について、番号、利用権の設定をする者、場所、利用権の設定を受ける者、10アール借賃の順で読み上げさせていただきます。8604番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、計田5筆5, 586㎡、農事組合法人みなみ方代表理事渡部広、10a借賃●●円となります。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件につきまして、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8604番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

大沼藤一会長の復席を求めます。

大沼藤一会長復席のため、議長を交代します。交代の間、暫時休憩といたします。

(大沼会長着席)

議長 大沼 藤一

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に整理番号8613番について審議を行いますので、議席7番船山マサエ委員は退席ください。

(船山マサエ委員退席)

それでは整理番号8613番の件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

43ページをご覧ください。8613番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、計田14筆9, 452㎡、●●、字寺ノ下が●●円、門前及び田中についてが●●円、塔ノ越及び佐田についてが●●円となっております。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8613番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

船山マサエ委員の復席を求めます。

(船山マサエ委員着席)

次に決定いただきました整理番号8604番と整理番号8613番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

32ページをご覧ください。利用権設定各筆明細農地中間管理事業ということで、番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げさせていただきますが、利用権の設定を受ける者については、受け手に関して公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊となりますので、省略させていただきます。また、備考についても、契約期間は原則10年間、受け手についても参考名称が書いてありますが、こちらについても、特記がない限りは省略させていただきます。

8569番●●、計田2筆2, 225㎡、●●円。8570番●●、田2, 914㎡、●●円。8571番●●、

田807㎡、●●円、契約期間こちらは特記として5年となっております。8572番●●、田7, 836㎡、●●円。8573番●●、計田16筆17, 441㎡、字寺ノ下が●●円、字塔ノ越、佐田、台ノ下が●●円、門前及び田中についてが●●円となります。8574番●●、田3, 952㎡のうち3, 056㎡、●●円。8575番●●、計田4筆9, 889㎡、●●円。8576番●●、計田2筆3, 268㎡、●●円。8577番●●、計田2筆15, 184㎡、●●円。8578番●●、計田8筆6, 933㎡、●●円。8579番●●、計田2筆1, 583㎡、●●円。8580番●●、田1, 074㎡、●●円。8581番●●、計田3筆4, 515㎡、●●円。8582番●●円、計田4筆16, 482㎡、こちら字新屋敷及び畑中が●●円、下田の二筆が●●円となります。8583番●●、田3, 165㎡、●●円。8584番●●、計田4筆11, 393㎡、●●円。8585番●●、計田13筆23, 847㎡、●●円。8586番●●、計田2筆6, 274㎡、●●円。8587番●●、計田8筆37, 308㎡、●●円。8588番●●、計田6筆12, 304㎡、●●円。8589番●●、計田2筆2, 433㎡、●●円。8590番●●、田1, 908㎡、●●円。8591番●●、計田6筆13, 470㎡、●●円。8592番●●、計田3筆16, 762㎡、●●円。8593番●●、計田2筆8, 160㎡、●●円。8594番●●、計田3筆26, 867㎡、こちら字泉作及び石田が●●円、原畑前が●●円。8595番●●、田2, 834㎡、●●円。8596番●●、田2, 978㎡、●●円。8597番●●、田3, 544㎡のうち551㎡、●●円。8598番●●、計田4筆12, 396㎡、こちら訂正をお願いします。古屋敷1685の賃借料が●●円、中田の3筆が●●円となります。8599番から今度は支援センターから受け手に対しての集積計画となりますので、利用権を設定する者についてはすべて公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊となりますので、こちらを省略させていただきます、利用権の設定を受ける者を読み上げさせていただきます。8599番、計田2筆2, 225㎡、●●、●●円。8600番、田807㎡、●●、●●円。8601番、田2, 914㎡、株式会社ジゴボッチャ代表取締役井上清人、●●円。8602番、計田3筆4, 515㎡、●●、●●円。8603番、田1, 074㎡、●●、●●円。8605番、計田5筆2, 930㎡、●●、●●円。8606番、計田2筆15, 184㎡、●●、●●円。8607番、計田4筆9, 889㎡、●●、●●円。8608番、田3, 105㎡、●●、●●円。ここも資料の訂正をお願いします。受け手の●●の住所ですが、大字下平柳ではなく下小松が正しくなっております。続きまして8609番、計田2筆7, 940㎡、農事組合法人がんきょうファーム代表理事小倉慎吾、●●円。8610番、田631㎡、●●、●●円。8611番、田7, 836㎡、●●、●●円。8612番、田2, 637㎡、●●、●●円。8614番、計田3筆8, 540㎡、●●、●●円。8615番、田2, 853㎡、●●、●●円。8616番、田3, 165㎡、●●、●●円。8617番、計田4筆16, 482㎡、●●、字新屋敷及び畑中が●●円、字下田の2筆が●●円。8618番、計田14筆26, 903㎡、●●、●●円。8619番、田3, 129㎡、●●、●●円。8620番、計田12筆46, 380㎡、●●、●●円。8621番、計田3筆5, 353㎡、●●、●●円。8622番、田401㎡、●●、●●円。8623番、田1, 908㎡、●●、●●円。8624番、計田8筆34, 510㎡、●●、●●円。8625番、計田6筆13, 470㎡、●●、●●円。8626番、計田3筆27, 670㎡、●●、●●円。8627番、田6, 596㎡、●●、●●円。8628番、田460㎡、●●、こちら 10a借賃が●●円ではなく●●円が正しい数字となりますので修正をお願いします。8629番、田551㎡、●●、●●円。8630番、田761㎡、●●、●●円。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上とな

ります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8604番と整理番号8613番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第11、議第149号川西町農業委員会の農地利用最適化推進員の委嘱についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 内谷新悟

48ページをお開きください。初めに資料の訂正をお願いします。議第の第が間違っております。第をナンバーの第に修正をお願いします。議第149号、川西町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、下記の者を川西町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱の決定を求め。令和4年3月24日提出、川西町農業委員会会長名。

記

1 担当地区 吉島地区

2 住 所

3 氏 名 小沼善成

4 生年月日

議長 大沼 藤一

事務局の説明が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。ただ今事務局が読み上げた候補者を、農地利用最適化推進委員と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、事務局が読み上げた候補者を、川西町農業委員会農地利用最適化推進委員とし、委嘱することに決定いたします。

これもちまして、第26回川西町農業委員会総会を閉会いたします。